

土 技 第 448-3号
令和 3 年12月27日

土木建築部各課所長 殿

技術・建設業課長
(公 印 省 略)

「令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」における特別措置を踏まえた営繕工事に適用する令和 3 年度の市場単価の運用について (試行)

みだしについて、国土交通省官庁営繕工事において市場単価に係る運用を試行する旨通知されたことを受け、沖縄県の営繕工事においても下記の通り当該運用を準用し試行するので通知する。

記

1 工事費の積算方法

「2 市場単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した単価により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

2 市場単価の補正方法等

工事費の算出に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 令和 3 年 7 月版単価、令和 3 年10月版単価及び令和 4 年 1 月版単価

市場単価と補正市場単価は、表-1 の対象工種について、同表の補正率を用いた以下の式により補正する。

- ・ 市場単価 × 補正率
- ・ 補正市場単価 × 補正率

表-1 補正の対象工種^{注)}と補正率

対象工種	補正率
鉄筋	1.01
型枠	1.01
防水	1.01

注) 対象工種に属する全ての規格・仕様に適用する。

なお、対象工種の区分は、「建築工事積算基準等資料 (令和 3 年7月版) 第4 編 第1 章 表A-1 の工種 (ただし、表中「市場単価及び補正市場単価改修補正率」に記載のある場合は当該区分) による。

なお、表－１の補正率を他の補正率に乗じる場合、乗じた後の補正率の値は、小数点以下第３位を四捨五入して小数点以下第２位とする。

3 適用時期等

令和３年７月１日以降予算執行伺いを決裁する工事から適用する。なお、本試行を適用する工事の現場説明書に本試行を適用する旨を記載すること。

【記載例】

「令和３年３月から適用する公共工事設計労務単価について」における特別措置を踏まえた営繕工事に適用する令和３年度の市場単価の運用について（試行）（令和３年１２月２７日付け土技第４４８-３号）を適用する。

参考 URL :

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyoudocuments/r0307shijotankahosei.pdf>

担当 技術・建設業課 技術管理班

電話 098-866-2374

E-mail aa060119@pref.okinawa.lg.jp